

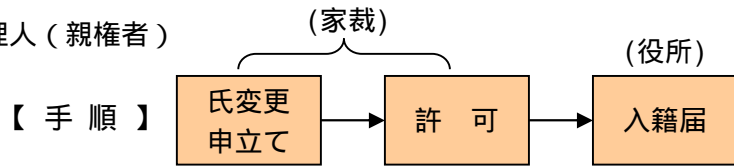
# 子の氏変更許可申立て手続きと入籍届について

R6.3.1

## 1 氏変更の申立てをする人

子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者）

子が15歳以上のときは、子本人



## 2 申立てに必要なもの

申立書・・・家庭裁判所の受付にあります。（さいたま家庭裁判所ホームページからダウンロード可）

本人確認をする場合あり（運転免許証、パスポート、個人番号カード、保険証、学生証等を持参）

子の戸籍謄本・・・氏を変更する子の戸籍謄本・・・1通または2通（注）

親の戸籍謄本・・・子が新たに入籍する親の戸籍謄本・・・1通または2通（注）

印鑑（認印も可）・・・子が15歳未満のときは、法定代理人（親権者）の印鑑

子が15歳以上のときは、子本人の印鑑

手数料・・・収入印紙 子1人につき800円 手数料は、改定する場合があります。

（注）子の戸籍謄本および入籍する親の戸籍謄本は、本籍地が入籍届出地と異なるときは「2通」取り寄せておいてください。（1通は家庭裁判所で使い、もう1通は入籍届に使用します）

離婚届後に申立てをする場合は、離婚の記載がある戸籍謄本が必要です。

## 3 申立て裁判所

さいたま家庭裁判所 048-863-8844, 8876（直通）

所在地 さいたま市浦和区高砂3-16-45（さいたま地方裁判所内家事受付係）

最寄り駅 浦和駅（京浜東北線）から徒歩約15分  
中浦和駅（埼京線）から徒歩約15分 } 埼玉県庁の南側

## 4 受付時間

【平日】 午前9時～11時、午後1時～4時

（土日祝祭日及び年末12月29日から年始1月3日までを除く）

## 5 申立書提出

・窓口来庁（上記2及び送付用切手代を申立人が負担）

・郵送（上記2及び84円切手貼付の宛先を明記した返信用封筒が必要）

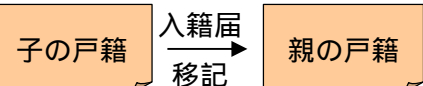
**許可の審判** 許可されると後日郵送にて「審判書謄本」が交付されます。これを添えて下記のとおり必ず「入籍届」をしてください。

### 入籍届に必要なもの

審判書謄本・・・「子の氏変更許可申立書」の謄本（許可する旨の審判が記載されたもの）

乳幼児医療費受給資格者証など・・・（氏が変わる該当者のみ）

国民健康保険証・・・（氏が変わる加入者のみ）

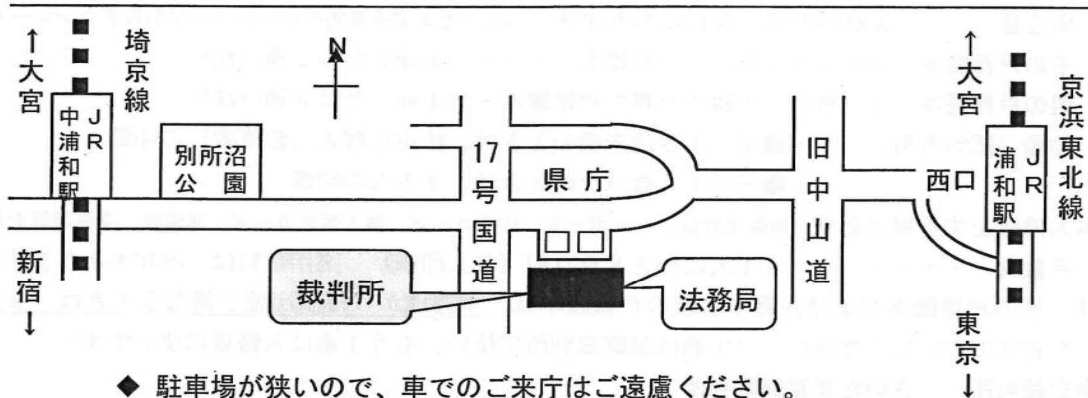


問合せ先 戸田市役所 市民課 048-441-1800（内線 272, 207）

# さいたま家庭裁判所

〒330-2263 さいたま市浦和区高砂3丁目16番45号

電話 (048) 863-8844, 8876 (直通)



メモ

## 参考

次の地域にお住まいの方は、さいたま家庭裁判所に申立をしてください。  
さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、和光市、新座市、朝霞市、志木市、  
上尾市、蓮田市、桶川市、北本市、鴻巣市、伊奈町